

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
渋谷高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。					検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	東京都	令和 6 年 2 月15日 から同月16日まで	38,580 円	令和 6 年 4 月 3 日	
措置の内容						
検出事項の原因は、概算払を受けた者において概算払の精算に関しての認識が不足していたことと、旅費支給事務担当者が精算処理の期限を失念していたことであった。 再発防止に向けて、旅費の概算払を受けたときは精算行為が必要であることを関係職員に周知した。 また、旅費支給事務担当者は精算が行われていない支出命令文書を旅費関係のファイルに綴じず、別に保管することで精算が終わっていないことを把握し、該当職員に対し処理を促すことを徹底することとした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 7 年 1 月28日）